南伊勢町中期財政計画

（令和９年度～令和１２年度）

令和８年１０月

はじめに

【趣旨】

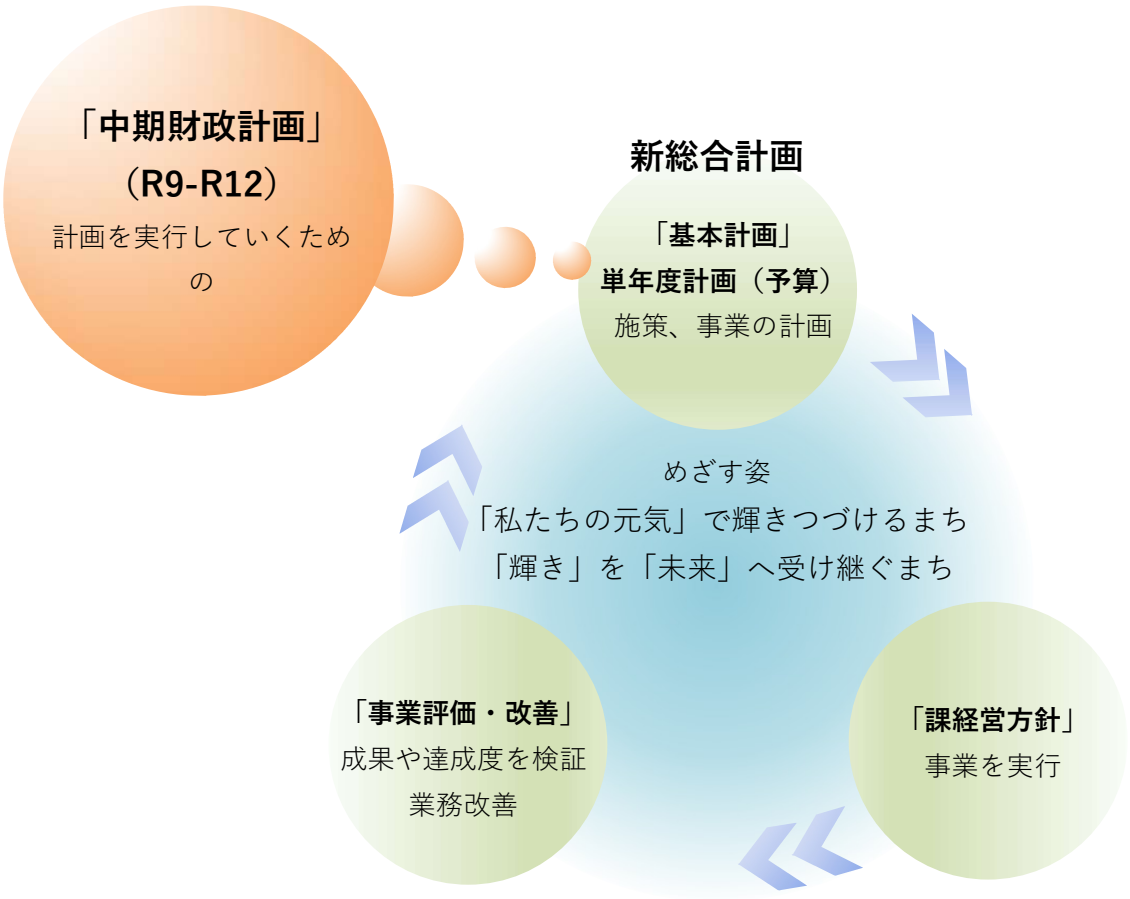
南伊勢町では、「南伊勢町新総合計画」に基づく施策・事業を効果的かつ計画的に推進するため「南伊勢町中期財政計画」を作成しました。この計画は総合計画を着実に実行していくための財源の裏づけとなるもので、現在の町の財政の姿や運営上の課題などを明らかにしたうえで、将来の財政見通しを予測しています。

今回、令和８年度現計予算との整合を図るとともに、基本計画に基づく事業の実行に必要な経費と財源を見込みました。

【計画の期間および会計単位】

１．計画期間は、令和９年度から令和１２年度までの４年間とする。
２．会計単位は、普通会計（一般会計）とする。

【中期財政計画の位置づけ】



南伊勢町の財政状況

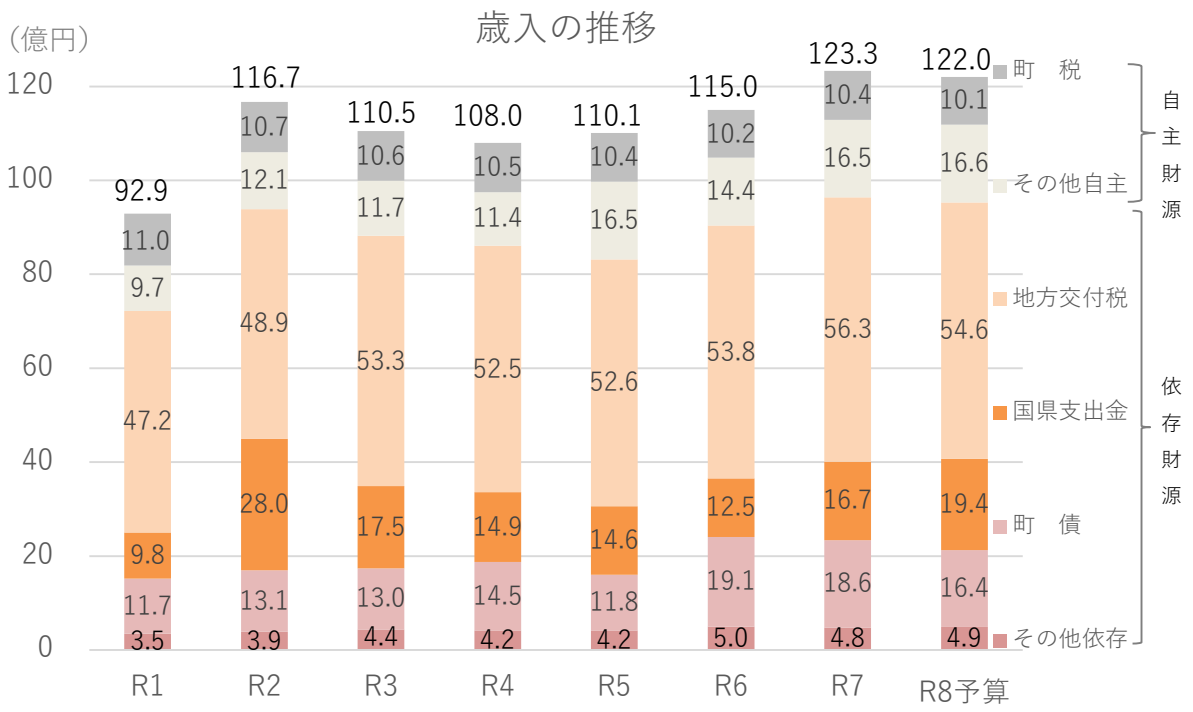
（１）歳入の状況

南伊勢町に入ってくるお金（歳入）には様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは町が自主的に収入するもので、依存財源とは国又は県の意思決定に基づき収入されるものになります。

自主財源の主たるものは町税です。町税については、ほぼ横ばいで推移していますが、今後は人口減少や労働人口の減少により減少することが予想されます。

依存財源については、国・県補助金や地方交付税、また町債などが主なものです。補助金や町債は建設事業の財源になるものと、その他のものに分かれますが、建設事業に伴うものは年度間に大きな増減があります。ここ数年間は、学校建設に関する国の負担金や社会資本整備総合交付金等の国庫支出金が高い水準で推移しています。

また、財源の半分以上を占める地方交付税は、主に人口（国勢調査）や面積を基礎として算定されます。したがって、人口が減少することは町の財政に大きな影響を与えることになりますので、今後の地方交付税の動向につきましては注視していく必要があります。



注）R1-Ｒ7は決算額、 Ｒ8は現計予算額

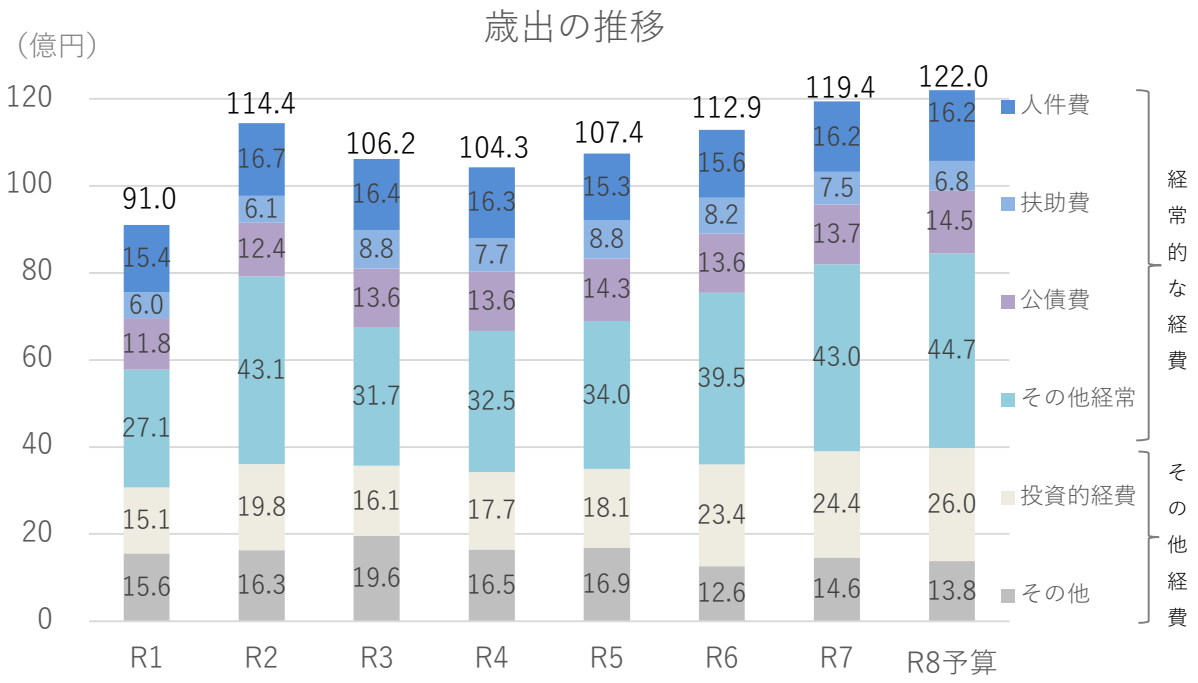
（２）歳出の状況

南伊勢町から出て行くお金（歳出）にも様々な種類がありますが、歳出を性質別に捉えると、経常的経費と投資的経費に大きく分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。経常的経費の割合が高くなると他の経費にまわせるお金が少なくなってしまうことになります。

経費別に見てみると、人件費と扶助費については、ほぼ横ばいで推移していますが、公債費については、南島地区小中学校統廃合事業、また道路整備事業などの増嵩により高止まりで推移していくものと予測しています。

普通建設事業については、今後も防災基盤整備事業や南島地区小中学校整備などを予定しており、引き続き高い水準で推移するものと予測されます。

繰出金については、今後も増え続ける社会保障関係費の影響で保険事業会計への繰出金が増え続けるものと予測されます。



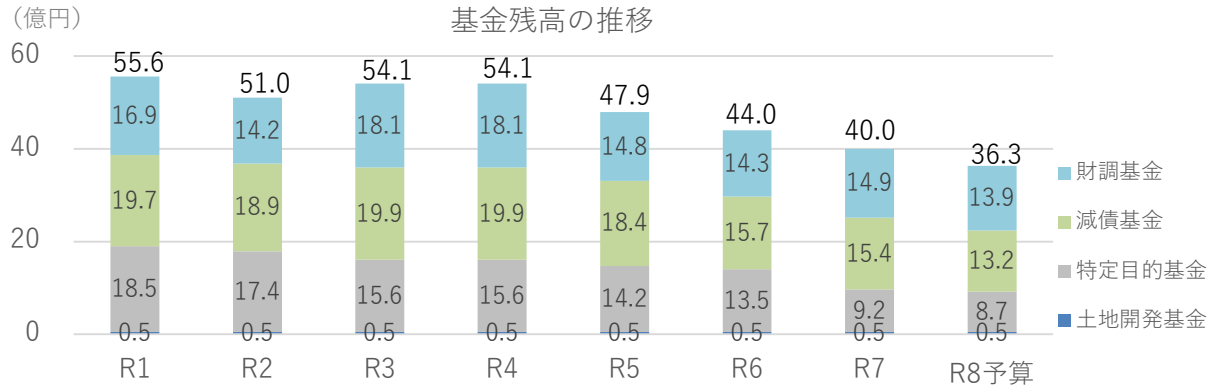
注）R1-R７は決算額、 R８は現計予算額
その他経常･･･物件費、維持補修費、補助費等
その他･･･積立金、投資・出資・貸付金、繰出金、予備費

（３）基金残高の推移

基金とは、家計でいう預貯金にあたるものです。

基金は毎年の決算における剰余金の積立てや後年度に必要となることが見込まれるものについて予め基金の積立てを行います。その後は計画的に活用していきます。

基金残高については、一定程度の財調基金や減債基金を確保していく必要がありますが、地域振興基金等を活用し、総合計画に掲げる政策的事業を実施しています。



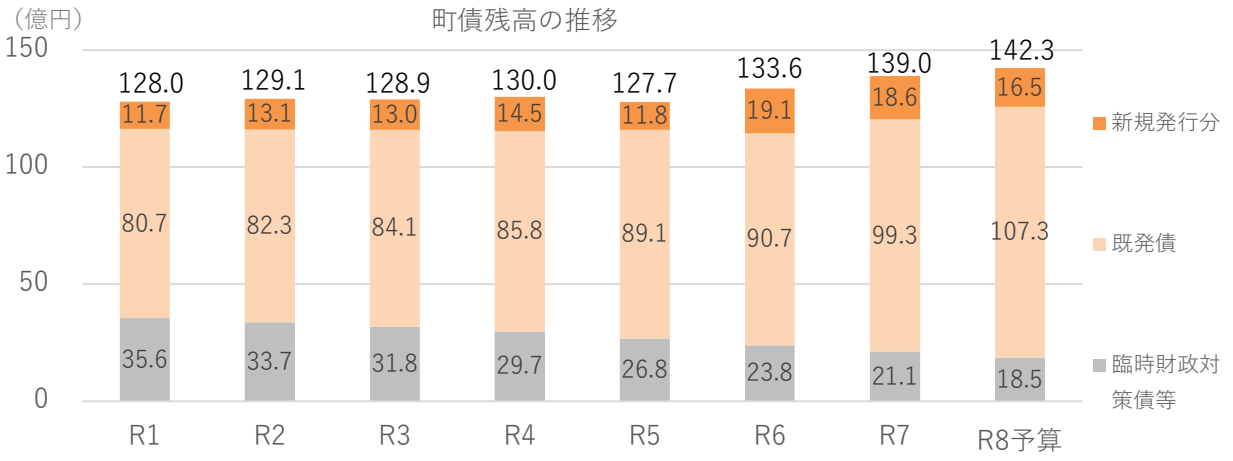
注）R1-R7は決算額、R8は現計予算額

（４）町債残高の推移

町債（地方債）とは、家計でいう借金にあたるものです。

地方公共団体は道路や学校等の公共施設の建設や災害復旧事業を行うための財源として地方債を発行することができます。また、臨時財政対策債など特例的に赤字地方債の発行が認められているものもあります。※臨時財政対策債は、令和7年度以降発行していません。

町債残高については、公共事業が高い水準で移行していくのに比例し、町債残高も上昇傾向にあります。残高を減らすには新規発行を抑制していく必要があります。



注）R1-R7は決算額、R8は現計予算額

推計方法

（歳入）

町税	令和8年度予算額をベースとして、令和8年度税制改正による控除の引き上げ等を考慮し推計
地方交付税	普通交付税は、令和8年度予算額をベースに、毎年の人口急減補正と公債費の増減を見込み推計 特別交付税は、令和8年度予算額をベースに推計
国・県支出金	建設事業補助金は、各年度の普通建設事業に対応して推計 その他の補助金は、令和8年度予算額をベースとして推計
町債	今後の普通建設事業の見込みにより推計
その他の収入	令和8年度予算額をベースとして推計

（歳出）

人件費	令和8年度予算額をベースとして推計
扶助費	令和8年度予算額をベースとして推計
公債費	過去に借入れした起債の償還額に、今後の借入予定分の償還見込額を加え推計
投資的経費	今後の普通建設事業の見込みにより推計
その他の支出	令和8年度予算額をベースとして推計

南伊勢町の中期財政計画

（歳入）　　（単位：百万円、％）

区分		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
自主財源	町税	1,021	1.2	1,001	△ 2.0	982	△ 1.9	964	△ 1.8
	使用料・手数料	60	0.0	60	0.0	60	0.0	60	0.0
	その他収入	1,161	△ 23.2	1,161	0.0	1,160	△ 0.1	1,161	0.1
	小計	2,242	△ 13.1	2,222	△ 0.9	2,202	△ 0.9	2,185	△ 0.8
依存財源	地方交付税	5,537	2.2	5,539	0.0	5,497	△ 0.8	5,401	△ 1.8
	国庫支出金	1,010	△ 27.1	939	△ 7.0	834	△ 11.2	824	△ 1.2
	県支出金	548	△ 0.5	625	14.1	625	0.0	625	0.0
	譲与税・交付金	489	0.4	489	0.0	489	0.0	489	0.0
	町債	1,151	△ 30.3	851	△ 26.1	1,442	69.5	698	△ 51.6
	小計	8,735	△ 8.0	8,443	△ 3.3	8,887	5.3	8,037	△ 9.6
歳入合計		10,977	△ 9.1	10,665	△ 2.8	11,089	4.0	10,222	△ 7.8

（歳出）

区分		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
義務的経費	人件費	1,620	0.1	1,620	0.0	1,620	0.0	1,620	0.0
	扶助費	679	0.0	679	0.0	679	0.0	679	0.0
	公債費	1,643	13.3	1,692	3.0	1,666	△ 1.5	1,575	△ 5.5
経常的な経費		4,455	0.5	4,440	△ 0.3	4,429	△ 0.2	4,420	△ 0.2
その他の経費		1,286	△ 2.1	1,285	△ 0.1	1,294	0.7	1,284	△ 0.8
投資的経費	普通建設事業費	1,651	△ 32.1	1,401	△ 15.1	1,878	34.0	1,124	△ 40.1
	災害復旧事業費	10	△ 93.4	10	0.0	10	0.0	10	0.0
歳出合計		11,344	△ 6.1	11,127	△ 1.9	11,576	4.0	10,712	△ 7.5

注1）経常的な経費･･･物件費、維持補修費、補助費等

その他の経費･･･積立金、投資・出資・貸付金、繰出金、予備費

注2）表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

財政調整基金を取崩さず、それ以外の基金を毎年約5億円（うち町債管理基金3億円）を取崩した場合

財政調整基金取崩前	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収支（歳入－歳出）	△ 367	△ 462	△ 487	△ 490

収支ゼロとなるよう、さらに財政調整基金を取崩した場合

	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基金積立金	308	308	308	308
基金取崩額	863	959	975	988
（うち財政調整基金）	367	463	487	490
基金残高	3,014	2,353	1,668	981
（うち財政調整基金）	1,181	873	541	206
（うち町債管理基金）	1,020	724	429	133
（うち特定目的基金）	813	756	698	642
町債残高	13,913	13,267	13,256	12,619

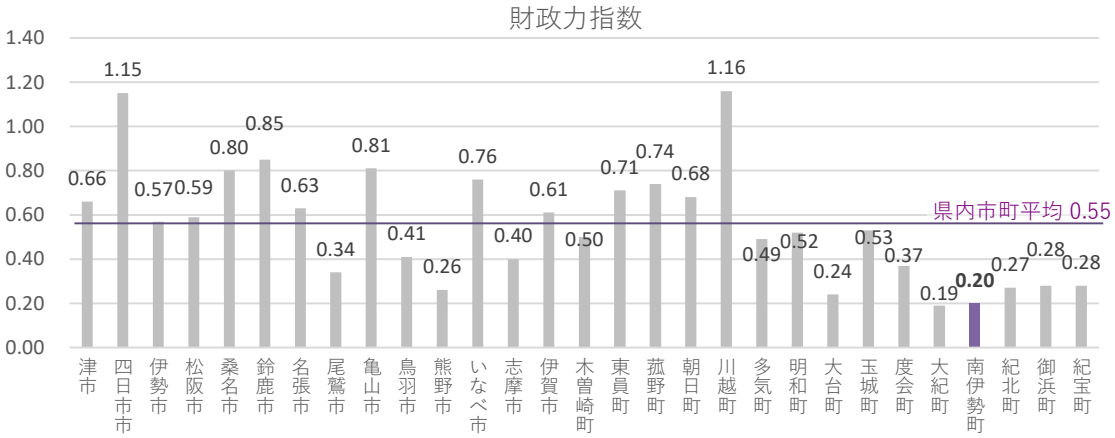
県内市町の財政指標（令和6年度）

財政指標の状況

１．財政力指数（財政体力を示す）

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、町税など標準的に収入されるお金がどの程度あるかを示す指標です。この数値が「1.00」を超えると、普通交付税が交付されない団体となります。

南伊勢町の財政力指数は「0.20」ですので、財政力は弱く、地方交付税など多くの依存財源に頼っている状況です。



２．経常収支比率（財政自由度のバロメーター）

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金（経常的な収入）に対して、人件費や施設の維持費など毎年決まって出て行くお金（経常的な経費）がどの程度の割合になるかを示す指標です。数値が「100％」の場合、その年に自由に使えるお金はゼロということになります。

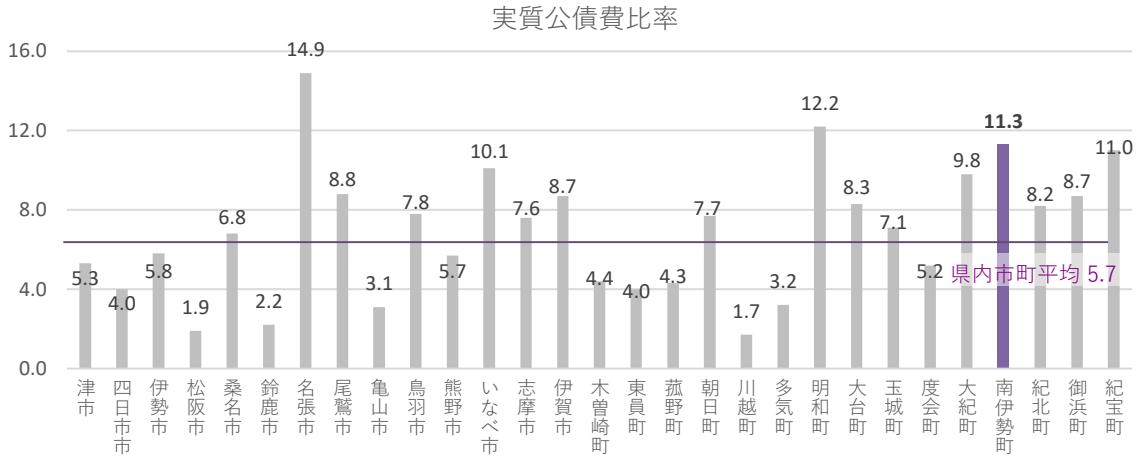
南伊勢町は「99.6％」で、自由に使えるお金は0.4％となり、余裕がない状況です。



３．実質公債費比率（体力以上の借金負担がないかをチェック）

町の税金や地方交付税など毎年入ってくるお金（経常的な収入）に対して、借入金（町債）の返済にあてた経費（公債費）がどの程度の割合にかを示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。国が定めた基準により、実質公債費比率が「18%」以上になると新たな借入れ（地方債の発行）に際し制約を受けます。また、財政健全化法では「早期健全化基準」は25%、「財政再生基準」は35%と定められています。

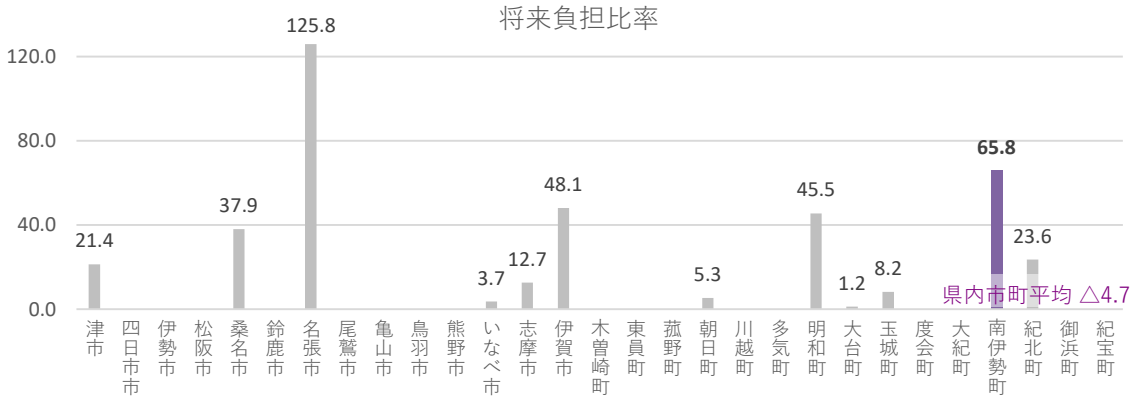
南伊勢町は「11.3%」となっています。



４．将来負担比率（将来負担すべき実質的な負債をチェック）

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金（町債）や債務負担（将来に支払の予定があるもの）などすべての負担額から、積立金（基金）などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。借入金や債務負担には返済が将来発生する、将来、肩代わりする可能性のある第３セクター等の債務なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値として表すことができます。財政健全化法では「早期健全化基準」は350%と定められています。

南伊勢町は、「65.8%」となっています。



５．実質赤字比率（一般会計の収支決算をチェック）

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。収支決算が赤字であれば該当となり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」は14.34％～15％、「財政再生基準」は20％と定められています。

県内全市町において、赤字は発生していません。

６．連結実質赤字比率（すべての会計の収支決算をチェック）

自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほかに、国民健康保険や上下水道などの事業に関する特別会計があります。これらの会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質赤字比率」と同様、連結の収支決算が赤字であれば該当となります。財政健全化法では、「早期健全化基準」は19.34％～20％、「財政再生基準」は30％と定められています。

県内全市町において、赤字は発生していません。

７．資金不足比率（公営企業会計の健全度合いをチェック）

上下水道などの公営企業会計について、それぞれの実質収支額（収入から支出を差し引いた額）を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」と同様、収支決算が赤字であれば該当となります。財政健全化法では、「経営健全化基準」は20％と定められています。

南伊勢町では、病院事業、上水道事業及び下水道事業の３つの公営企業会計がありますが、いずれも赤字は発生していません。